

平成28年度臨時福祉給付金申請のお知らせ

平成28年度臨時福祉給付金の申請受付期間は、平成28年12月28日(水)までとなっております。給付金の支給要件に該当する見込みがある方へ8月下旬に申請書を送付しておりますので、お忘れのないよう申請してください。

【支給対象者】

平成28年1月1日時点で、大洗町に住民登録されている方であって、平成28年度分の町民税(均等割)が課税されていない方

※ただし、以下の場合には対象となりません。

- ・平成28年度分の町民税(均等割)が課税されている方の扶養親族である場合
- ・生活保護制度の被保護者である場合(平成28年10月1日までの間に保護停止または廃止された場合を除きます)

【支給額】

対象者1人につき 3,000円(1回限り)

問合せ 福祉課 高齢者支援係(内線 153)

不妊専門相談センターからのお知らせ

不妊専門相談センターでは、不妊治療専門の産婦人科・泌尿器科医師、カウンセラー、助産師が無料で相談をお受けしています。どんなことでもお気軽にご相談ください。

※相談は、完全個別面接方式です。

電話予約受付 ☎ 241-1130

受付日 月～金曜日の9:00～15:00

開設場所 茨城県三の丸庁舎(旧県庁)

問合せ 茨城県保健福祉部 子ども家庭課

☎ 301-3257

生活困窮者自立相談支援窓口のご案内

県では、生活保護に至る前の段階の、生活にお困りの方に対し、自立相談支援窓口を開設しています。働きたくても仕事が見つからない、家賃が払えないなど、一人で抱え込まず、まずはお困り事をご相談ください。

問合せ 茨城県福祉相談センター ☎ 226-1512

茨城県ナースセンターを活用しよう！

ナースセンターでは下記の相談窓口を増設しています。

過去・現在・未来 看護に関わるあなたを全力でサポートします！

ブランクがある方、子育て中の方、セカンドキャリアの方、看護職を採用したい施設の方、看護職を目指す方を対象に無料で相談に応じます。

茨城県ナースセンターKENOU(県央)

〒310-0034 水戸市緑町3-5-35

(茨城県保健衛生会館 1階)

☎ 221-7021(相談専用ダイヤル)

FAX 226-0493

✉ ibaraki@nurse-center.net

相談日: 土・日・祝日・年末年始除く毎日9:00～17:00

※経験豊かな就職アドバイザー(看護職員)が就業相談・進路相談に応じています。

簡単管理
全額非課税
掛金助成

退職金は、国の制度を賢く活用

中退共

小企業
職金

「中退共」で検索!
済制度

<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

職場でつらい思いしていませんか？

職場のハラスメントの解決を労働局がお手伝いします

職場でのあらゆるハラスメントは許されません！

職場のセクシャルハラスメント(セクハラ)とは

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなることをいいます。

事業主には、職場のセクシャルハラスメントを防止するための措置が義務づけられています。

職場のパワーハラスメント(パワハラ)とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えられたり、職場環境を悪化させられる行為をいいます。

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする解雇等不利益取扱いなど(いわゆるマタニティハラスメント(マタハラ)を含む)とは

妊娠・出産したこと、つわり等妊娠が原因の体調不良で休んだり、医師等の指示で休業したこと、産前産後休業や育児休業を取得したこと(あるいは申し出たこと)、妊娠・育児や介護のための制度を利用したこと(あるいは申し出たこと)等を理由として、事業主が解雇、減給、降格、不利益な配置転換、(契約社員の場合)契約を更新しないといった不利益な取扱いをすることは、法違反です。また、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする嫌がらせ(いわゆるマタハラ)を防止する措置を事業主に義務づける法案が成立し、平成29年1月1日に施行されます。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

ハラスメントを受けたとき

はっきりと意思を伝えましょう

ハラスメントは、受け流しているだけでは状況は改善されません。「やめてください」「私はイヤです」と伝えましょう。

黙って我慢していると事態をさらに悪化させてしまうことがあります。問題を解決していくことが、同じように悩んでいる他の人を救うことにもつながります。

会社の窓口相談しましょう

ハラスメントは、個人の問題ではなく社会の問題です。会社の人事労務等の相談担当者や信頼できる上司に相談しましょう。労働組合に相談する方法もあります。社内に相談相手がいないときは、都道府県労働局など外部の機関に相談しましょう。

茨城労働局相談窓口

茨城労働局 雇用環境・均等室

相談・指導部門 ☎ 029-277-8295